

住居表示制度について

住居表示制度の必要性について

従来から、住所は土地の地番を用いて表示されてきました。

土地の地番は明治時代初めに設けられ、現在では順序よく並んでいなかったり、枝地番が大きい桁数の地域があるため、住所も複雑な地域が存在しています。

住居表示は、こうした住所の混乱を解消するために生まれた、全国的に統一された制度です。

○住所が複雑だと・・・

- 1) 火災や救急の時、現場への到着が遅れることがあります。
- 2) 訪れる人が住居を探し出すのに時間がかかります。
- 3) 郵便、荷物などの集配業務で誤配や遅配の恐れが生じます。



住所、本籍、不動産の表示について

変更すると、住所、本籍、不動産の表示が以下のように変わります。

住所の表示 (例) : 郵便など日常利用するもの

町田市 小川/鶴間 1901番地1 → 町田市 〇△七丁目 4番5号

本籍の表示 (例) : 戸籍などに記載されるもの

町田市 小川/鶴間 1901番地1 → 町田市 〇△七丁目1901番地1

不動産の表示 (例) : 登記簿などに記載されるもの

町田市 小川/鶴間 字二十号 1901番1 → 町田市 〇△七丁目1901番1

住所の定め方について

町名は、懇談会で検討した後に、手続きを経て決定します。

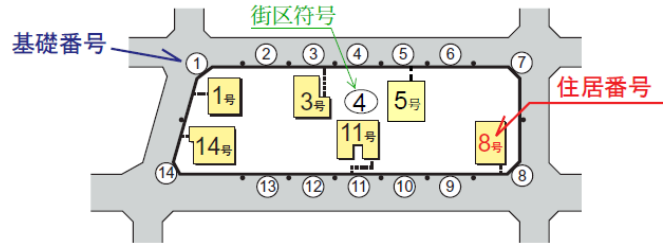
街区符号は、町ごとに市役所に近い街区から順番に番号を付けることを原則としています。

住居番号は、『基礎番号』（街区の周囲を特性に合わせて区切り、右回りにふられた番号）をもとに決定します。建物の主要な出入口に接する基礎番号がその建物の住居番号となります。

街区符号及び住居番号は、決定後、実施日前に通知いたします。

町田市 ○△七丁目 4番 5号

新しい町名 街区符号 住居番号



住所変更に伴う諸手続きについて

住居表示を実施し、住所を変更しますと、皆様が色々なところに登録している住所に関して、変更の手続きが必要となります。

実施前に住所変更手続きに関しての説明会を別途皆様へ通知の上開催します。

○主な手続き一覧

『お住まいの方』や『事業所』で手続きを行うもの	保険、年金、医療など 例：・住民基本台帳カード（写真付のみ） ・身体障害者手帳など ・年金加入者（厚生年金・共済組合加入者及びその扶養者） ・年金受給者（共済年金） 各種免許、許可書、口座、保険など 例：・自動車運転免許証や国家資格など ・銀行口座、クレジットカードなど ・生命保険、医療保険など 登記関係 例：・不動産（土地・建物）の所有名義人の住所変更 ・会社・法人などの登記の所在地変更、 代表者等の住所変更
『市』『法務局』で手続きを行うもの	例：・住民基本台帳、戸籍、国民健康保険被保険者台帳、 児童手当など ・土地登記簿、建物登記簿の表題部の所在

※封筒、名刺等の住所を記載するものを新たに作成する場合は、数量・変更時期などをご考慮ください。